

長期森林施業委託契約書

1. 委託業務の内容

町有林の間伐（保育・搬出）及び作業路開設等並びに施業地の森林巡視

2. 委託業務の対象森林

別紙1に掲げる森林とする。

3. 委託業務の期間

平成22年5月24日から平成27年3月31日まで

4. 委託事項

- (1) 智頭町森林整備計画及び別紙2に示す事項に従い、施業を実施すること。
- (2) 施業地の森林巡視を行い異常を発見した場合は、必要な措置を行い、速やかに委託者へ報告すること。
- (3) その他森林管理に必要な業務については協議の上、施業すること。

5. 経費の負担方法

委託業務の経費は次のとおりとし、原則として委託者に請求しないものとする。

- (1) 造林事業等の補助金を充当することとし、その手続きは受託者が行うものとする。
- (2) 間伐材の売上代金及び対象となる補助金等を充当することとし、その手続きは受託者が行うものとする。

6. 委託業務の報告

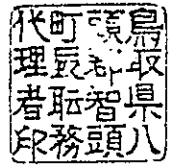
受託者は、施業毎の精算書を添付した施業完了報告書を委託者に提出し、検査を受けるものとする。

7. この契約に定めのない事項及び変更を必要とする事項が生じた場合は、協議の上、定めるものとする。

上記の委託契約について、委託者 智頭町 と受託者 株式会社サングリーン 智頭 とは、各々対等な立場における合意に基づき本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

平成22年5月24日

委託者 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1  
智頭町職務執行者  
智頭町副町長 石谷 雅文



受託者 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2081番地4  
株式会社サングリーン智頭  
代表取締役 寺谷 誠一郎

